

第3回地域協議会推進市民会議 グループワーク結果（運用（案））

運用（案）	意見（※★はグループ提案ベスト3。（）内は提案グループ名）												
<p>◆運用を定める目的は何？（B-1） 地域協議会の制度の運用に関して詳細な手続きを定めるものとします。</p>	<p>★誰でも参加できる、していること、したいことを応援・支援できる（B）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方のやる気を邪魔しない運営の仕方が大切（B） ・意見の否定や要求しないことを運用ルールに定めるべき（B） 												
<p>◆地域協議会の認定の具体的な手続きは？（B-2） 認定を受けようとする団体は、地域協議会認定申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとします。 (1) 規約（団体名称及び主たる事務所の所在地、目的、事業、意思決定に係る手続等） (2) 役員名簿 (3) 当該年度の事業計画書及び予算書 (4) その他市長が必要と認める書類 市長は、申請書を受理したときは、認定の可否を地域協議会認定可否決定通知書により通知するとともに、その旨を告示するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに相談できる窓口があるとよい（B） ・既存の活動の申請をしてもいいか（B） ・主たる事務所の所在地が書けるのか（B） 												
<p>◆地域協議会の活動段階はあるの？（B-3） 地域協議会の活動については、地域協議会設立からの経過年数に応じて段階的に取り組む事業を定めるものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">段階</th> <th style="width: 20%;">設立からの年数</th> <th style="width: 70%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>地域協議会設立日から 満3年が経過する日が 属する年度まで</td> <td>・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業若しくは福祉分野の事業の実施</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>地域協議会設立 4年度から6年度まで</td> <td>・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>地域協議会設立 7年度以降</td> <td>・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施 ・課題解決事業（防災防犯分野、福祉分野、その他の分野のいずれか）の実施</td> </tr> </tbody> </table>	段階	設立からの年数	活動内容	第1段階	地域協議会設立日から 満3年が経過する日が 属する年度まで	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業若しくは福祉分野の事業の実施	第2段階	地域協議会設立 4年度から6年度まで	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施	第3段階	地域協議会設立 7年度以降	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施 ・課題解決事業（防災防犯分野、福祉分野、その他の分野のいずれか）の実施	<p>★段階的に活動を示す必要があるか。活動内容をもっと具体的に（A）</p> <p>★準備を含めた活動段階とし、その段階（年数）はメンバーで見定める（B）</p> <p>★活動段階は、第1段階のみ。以降は地域独自の課題に取り組む（C）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容の表現があいまいでわかりづらい（A） ・「地域の文化づくり」の項目もほしい（A） ・地域協議会そのものについて他の自治体から学べる機会があってもよい（B） ・準備段階も入れて示してはどうか（B） ・自分たちで段階を見定める（B） ・活動段階ごとの年数を短くする（C） ・地域の課題はそれぞれなので、活動を指定することは不要ではないか（C） ・段階的に職員の関わりを減らす（D）
段階	設立からの年数	活動内容											
第1段階	地域協議会設立日から 満3年が経過する日が 属する年度まで	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業若しくは福祉分野の事業の実施											
第2段階	地域協議会設立 4年度から6年度まで	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施											
第3段階	地域協議会設立 7年度以降	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施 ・課題解決事業（防災防犯分野、福祉分野、その他の分野のいずれか）の実施											
<p>◆地域協議会の計画などの定期的な報告はあるの？（B-4） 地域協議会は、毎年度以下の書類を市長に提出するものとします。 (前年度の事業報告書及び収支決算書、当該年度の事業計画書及び収支予算書等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画と報告は年1回とあるが、予算を大枠で取り、柔軟に活動できるようにしてはどうか（B） ・報告は課ではないか（D） 												
<p>◆認定内容に変更が生じたときはどうするの？（B-5） 認定を受けた地域協議会は、地域協議会認定事項変更届に、変更内容を証する書類を添付して、市長に提出するものとします。 (1) 地域協議会の会長等の役員を変更したとき (2) 地域協議会の規約を変更したとき (3) 地域協議会の計画を変更したとき (4) その他市長が必要と認める事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見なし 												
<p>◆もし地域協議会を解散する時はどうするの？（B-6） 地域協議会は、解散しようとするときは、地域協議会解散届を市長に提出する。地域協議会解散届を受理した場合は、その旨を告示するものとします。</p>	<p>★解散する場合何をもって解散とするか（C）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再設立する場合はどうなるか（B） ・何をもって解散とするか（C） 												
<p>◆もし地域協議会の認定を取り消されたらどうなるの？（B-7） 市長は、認定の取消しを行ったときは、地域協議会認定取消通知書により、代表者に通知するとともに、その旨を告示するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取り消されたときのフォロー体制があってもよい（D） 												
<p>◆もっと細かい手続きはどうなるの？（B-8） より詳細な手続きについては、別に定めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な手続きはあまりない方がいい（D） 												